

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和6(2024)年5月8日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「大型連休中、全国では子供が巻き込まれる事故等が発生し、心を痛めている。今後、県内でも花火大会や祭りなどの催事が行われるが、主催者側は、警備員にGPSを持たせて対応に当たるなど、様々な工夫を凝らして事故防止に努めているようである。民間の活動も参考にしながら、行楽期の各種事故防止に努めていただきたい。」

旨の発言があった。

#### 【警務部議題】

##### ○ 令和5年度における開示請求の状況について

警察本部から、「令和5年度における情報公開条例、個人情報保護条例に基づく開示請求についてであるが、2つの条例で開示請求対象となるものは、いずれも組織が保有する文書で、情報公開条例では、請求者本人を含めて個人情報の開示できないとされているため、請求者本人に関する個人情報は、個人情報保護条例での開示、それ以外は情報公開条例での開示請求となる。情報公開条例に基づく開示請求については、公安委員会宛ての開示請求が1件、警察本部長宛ての請求は、令和4年度から24件減少して124件であった。これらの処理状況は、全部開示が25件、部分開示が52件、非開示が46件、取下げが4件、現在処理中のものが6件となる。請求の内訳は、公契約関係、懲戒処分等に係る文書、許認可関係、その他となっている。措置件数が開示請求件数を上回っているのは、開示請求文書を複数の所属で保管しており、それぞれの所属で開示決定したことや、令和4年度に受理し処理中であったものについて、令和5年度に部分開示したこと等により差異が生じたものである。個人情報保護条例に基づく開示請求については、公安委員会宛ての開示請求が0件、警察本部長宛ての請求は、令和4年度から3件増加し、46件であった。これらの処理状況は、全部開示が39件、部分開示が7件、令和4年度に受理し処理中の分について令和5年度に非開示決定したものが1件となる。請求の内訳として、相談記録簿等が43件、その他が3件であった。行政不服審査法に基づく審査請求については、令和4年度比マイナス1件の0件であった。」旨の報告があった。

## 【刑事部議題】

### ○ 刑法犯認知・検挙状況について（令和6年3月末暫定値）

警察本部から、「刑法犯総数は、認知件数・検挙件数・検挙人員が全国・管区内及び本県とも増加しており、検挙率は、全国・本県は増加し、管区内は減少している。本県の重要犯罪については、認知件数24件で前年比11件増加、検挙件数は21件で前年比3件増加、検挙率は87.5%で前年比51.0ポイント減少、検挙人員16人で前年比2人増加となっている。本県の重要窃盗犯については、認知件数は55件で前年比2件減少、検挙件数は60件で前年比11件増加、検挙率は109.1%で前年比23.1ポイント増加、検挙人員は12人で前年比8人減少となっている。本県の特殊詐欺及び侵入窃盗（住宅対象）について、特殊詐欺は、認知件数、検挙件数ともに増加しており、住宅対象侵入窃盗は、認知件数、検挙件数が増加、検挙率、検挙人員が減少している。引き続き、未検挙事件について、鋭意、捜査を継続していくとともに、事案発生時においては、早期検挙に向けた迅速・的確な初動捜査を実施する。」旨の報告があった。

### ○ 「不法滞在外国人グループによる広域窃盗事件」の捜査経過について

警察本部から、「銅の取引価格の高騰を背景に、太陽光発電施設の銅線ケーブルを切断する手口の窃盗事件が全国的に発生し、本県でも警戒を強化していたところ、令和5年8月22日、窃盗グループが乗車していたと思われる車両2台が職務質問を免れるために逃走し、その後、滝沢市内で発見したカンボジア国籍の男6人を、入管難民法違反（旅券不携帯）などで逮捕した。

令和5年8月24日、盛岡西警察署に刑事部長以下46名体制の捜査本部を設置し、入管難民法違反（不法滞在）、覚醒剤取締法違反等のあらゆる法令違反を適用して犯行グループの実態解明を進め、昨年10月から1月にかけて、2件の窃盗事件で被疑者7人を逮捕したほか、本年4月8日に余罪を送致して本件捜査が終結したため、同日付けで捜査本部を解散した。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「大変、素晴らしい結果である。今後も同様の事案が発生するおそれもあるので、今回の捜査で培った経験を踏まえて捜査に当たってもらいたい。」

## 【交通部議題】

### ○ 「自転車の安全利用推進期間」の取組について

警察本部から、「自転車の安全利用推進期間は、自転車利用者の安全意識の高揚を図り、全ての自転車利用者によるヘルメットの着用等の交通ルールの遵守と交通マナーの実践や、適切な点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入促進により、自転車の安全利用の推進を図ることを趣旨として、岩手県交通安全対策協議会が設定しているもので、自転車活用推進法に基づく「自転車月間」と同じ期間である5月1日から31日までの間、展開される。推進の重点は、①歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進、②飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止、③自転車損害賠償責任保険等への加入促進の3点を掲げている。自転車が関連する交通事故の発生状況については、昨年は発生件数・死者数・傷者数ともに減少したが、本年に入り、既に2件の死亡事故が発生しており、また、気温が高く

なり自転車利用者が増えてくるこれからの時期は、自転車に関連する交通事故の増加が懸念されている。推進期間中の主な取組については、本日、県下一斉自転車啓発活動日における指導取締りを実施しているほか、15日にヘルメットの着用状況調査、21日から23日にかけてヘルメット着用促進集中啓発活動を予定している。また、昨年中の自転車関連事故の特徴として高校生の事故が多いことや、昨年実施したヘルメット着用率調査において高校生の着用率が2.9%と特に低かったことから、高校生に対するヘルメット着用促進対策として、デジタルサイネージを県内高等学校に設置し、啓発動画を見てもらう活動を進めている。なお、高校生に着用促進を訴えるには同年代の視点で作成された広報資料を活用することが効果的であることから、盛岡市立高等学校と連携し、交通安全啓発動画を現在制作中であり、県警YouTube公式チャンネルでの配信を予定している。これらの取組や街頭指導を通じて、自転車利用者の安全意識の向上や交通ルールの周知徹底に引き続き取り組んでいきたい。」旨の報告があった。

#### 【警備部議題】

##### ○ 石川県能登地方を震源とする地震に伴う本県警察官の派遣について

警察本部から、「石川県能登地方地震災害の発生に伴い、本県警察では石川県公安委員会からの警察職員の援助要求を受諾し、同要求内容に基づいて本県警察官を石川県警察に特別派遣しているところ、新たに、特別自動車警ら部隊（派遣期間：令和6年5月28日から6月8日まで（12日間）、派遣人員：6名、派遣先等：石川県内でのパトカーによる警戒活動）の援助要求を受けた。」旨の説明があり、決裁した。

#### ■個別会議

##### ○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理についての報告、決裁

##### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁